

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月11日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第4号

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成22年総社市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給方法)</p> <p>第8条 教育委員会は、第5条による決定を行ったときは、教育委員会から学校長に対して奨励費を交付し、学校長がこれを<u>奨励費の支給を受ける保護者</u>（以下「<u>受給者</u>」という。）に支給するものとする。</p> <p>2 学校長は、<u>受給者</u>から、請求及び受領の権限について書面により委任を受けなければならない。</p> <p>3 奨励費の支給は、学校長が金銭をもって行うものとする。ただし、<u>受給者が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用する恐れがある場合は、現物をもって支給することができる。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する奨励費の支給は、口座振替の方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校長から依頼があったときは、受給者に対し、口座振替の方法により奨励費を支給するものとする。</u></p>	<p>(支給方法)</p> <p>第8条 教育委員会は、第5条による決定を行ったときは、教育委員会から学校長に対して奨励費を交付し、学校長がこれを<u>保護者</u>に支給するものとする。</p> <p>2 学校長は、<u>奨励費の支給を受ける保護者</u>（以下「<u>受給者</u>」という。）から、請求及び受領の権限について書面により委任を受けなければならない。</p> <p>3 奨励費の支給は、学校長が金銭をもって行うものとする。ただし、<u>受給者が支給される金銭を目的外に使用する恐れがある場合は、現物をもって支給することができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。